

国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し 第2回ワーキンググループ

2026年8月31日

独立行政法人国際協力機構
審査部

議題と説明内容

議題(用語解釈・適用)

- A) 「不可分一体の事業」
- B) 「派生的・二次的影響」
- C) 「累積的影響」

説明内容

1. 過去の議論
2. アンケート結果
3. 運用見直しの論点
4. JICAガイドラインの規定
5. 国際機関の規定等での扱い(世銀、ADB、IFC)
6. JICAの運用方針

1. 過去の議論

- 「派生的・二次的な影響」・「累積的影響」
(2010GL見直し時)

→ FAQに定義の追加。

- **ESS1不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響に係る定義の参照(2022GL改正時)**

→ 現行GLの下、採用している不可分一体事業の定義を引き続き用いる。派生的・二次的影響、累積的な影響については、影響評価の過程でこれらの影響の見落としがないよう十分注意し、派生的・二次的影響、累積的影響の分析は、現行GLのとおり合理的と考えられる範囲で調査・検討する。

(理由、考え方)

- 不可分一体事業等の定義は、例示とともに分かり易く説明するため、FAQへの記載が適当。
- 派生的・二次的影響、累積的影響の分析は、境界条件ならびに累積影響を発生させる事業の詳細なデータが必要となり、必ずしも影響評価の過程で十分なデータが揃うとは限らない点に留意し、個別プロジェクト毎に都度、合理的と考えられる範囲で対応する。

2. アンケート結果

- 不可分一体事業や累積的影響については、どこまでを影響の範囲と考えるかによって、全体としての影響が大きく異なるため、重要な課題である。一方、案件毎の経緯、他のドナーとの関係など複雑な要因が含まれており、一概に明確な基準を設けることは難しい場合もあるが、累積的な影響への配慮は重要な点であり、累積的影響が疑われる場合の基準の考え方について議論を深めていく必要がある。
- 特に累積的影響については、調査・予測・評価の方法論が確立していません。これまでのJICA案件でも、通常のアセスの予測・評価と同じやり方（ベースラインと事業による寄与分を考慮したインパクト評価）をもって累積的影響を評価したとみなすケースがありました。このため、定義を含めて方法論を整理しておくことが求められます。
- また、不可逆的影響、長期的影響、ポジティブな影響の扱いについても中長期的にアセスにおいて考慮していく方向を視野に入れた上で、知見を収集することが望まれます。
- モニタリングの範囲に FAQ 22ページの「派生的・二次的な影響」を受ける範囲を含める必要があると思います。
- また、「派生的・二次的な影響」として、生態系の連続性に起因する影響も重要であり、例えば、上流部でのダム等のインフラ建設の場合は、下流部の生物多様性への影響が常に指摘されますので、モニタリングの範囲を広めに設定する必要があると考えます。

3.運用見直しの論点

- ① 定義（特にFAQの記載のみでは判断しきれない事例）の整理や評価対象となる影響範囲の明確化
- ② 具体的な調査・予測・評価の方法論の確立

A) 不可分一体の事業

A) 4. JICAガイドラインの規定 (不可分一体の事業)

Ⅱ.環境社会配慮のプロセス、2.3 環境社会配慮の項目

2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

3. 検討する影響スコープ

(2) 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

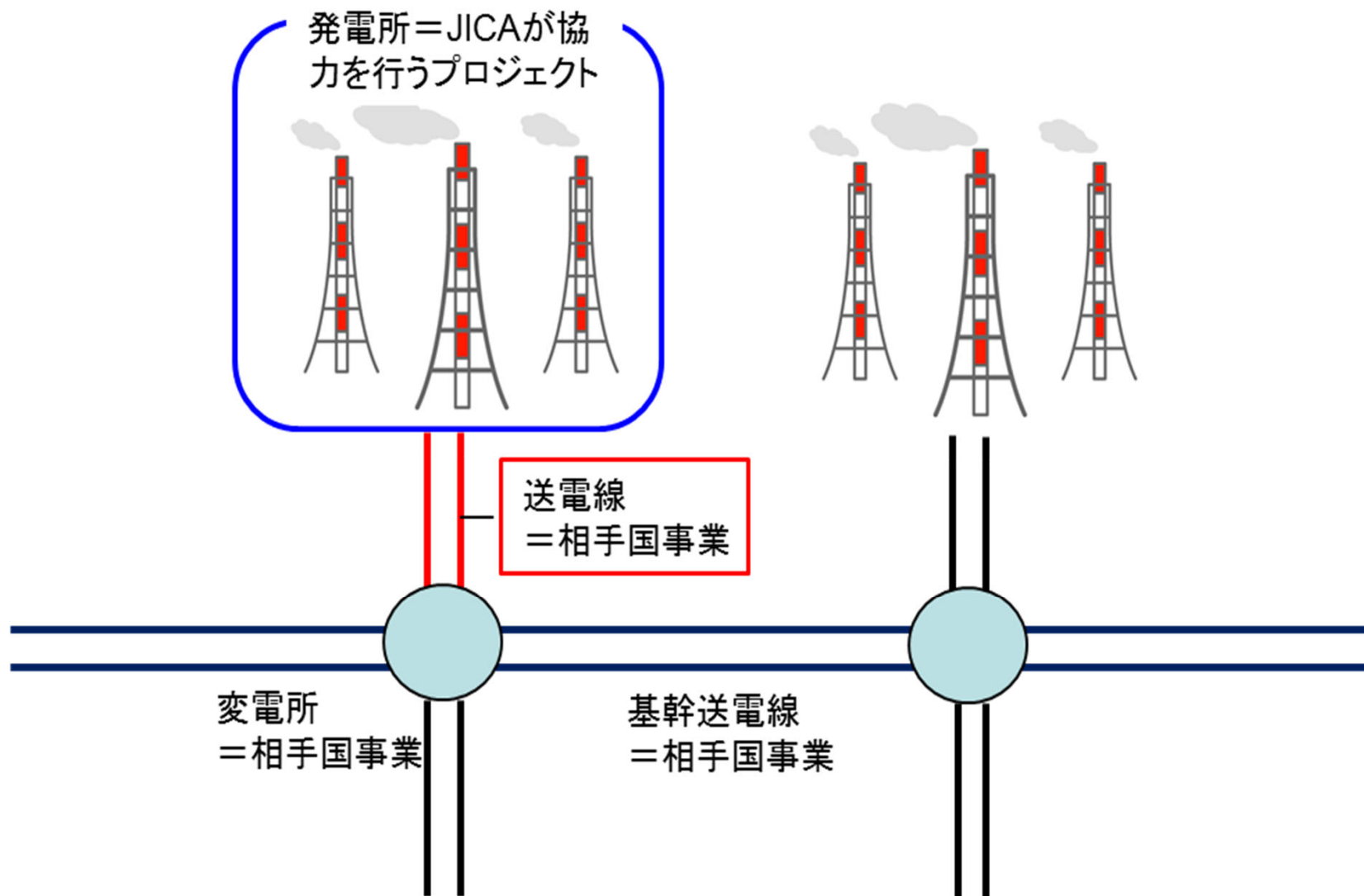
A) 4. よくある問答集(FAQ)の回答 (不可分一体の事業)

問. 「不可分一体の事業」とはどのようなものですか？

JICAでは、国際金融公社(IFC)Performance Standard 1の定義*を参考に、JICAが協力を行わない関連事業のうち、①仮にJICAが協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICAが協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。例えば、図1では、赤色の送電線部分が、JICAが協力を行う対象の事業(発電所)と不可分一体の事業である可能性があります。

不可分一体事業について、JICAは、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書(住民移転計画、環境アセスメント報告書等)がJICA環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。

図1.「不可分一体の事業」の例



(参考) JICA事業における不可分一体 事業の対応例(①-1)

インド国「ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)」

- (事業概要) 本事業は、インドのベンガルール都市圏において、大量高速輸送システム及び環状・放射道路を建設することにより、増加する輸送需要及び交通渋滞への対応を図り、もって地域経済の発展に寄与するものである。
 - (事業スコープ) 土木・建築工事：3-1号線：31.5km、22駅(高架)、3-2号線：11.5km、9駅(高架)
- ⇒ 本事業により建設されるメトロと同一構造物のダブルデッキ高架橋として道路(約42km)を建設予定であったため、メトロ事業と道路事業の不可分一体性が議論となった。
- ⇒ 同一構造物である事を踏まえ、事業計画のみならず事業運営上の事情も加味すべきとの、JICA環境社会配慮助言委員会での議論を踏まえ、FAQの定義に留まらず、3つの観点(計画、機能、構造等)から不可分一体性の該当性を検討した。

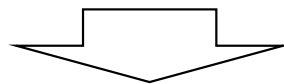
(参考) JICA事業における不可分一体事業の対応例①-2

(1) 計画面での不可分一体性: 本事業のダブルデッキ高架橋は、当初から一体的建設を前提とせず、道路事業とメトロ事業のそれぞれの代替案比較の結果、最も合理的な空間利用と都市交通効率を実現する方策として採用。メトロがなくても道路単独で建設可能であり、道路がなくてもメトロ単独で建設可能であるため、FAQの① および②のいずれの条件にも該当しない。

(2) 機能面での不可分一体性: 機能的には、各事業はそれぞれ独立して機能を発揮でき、相互に依存していない。したがって、ダブルデッキ高架橋構造を採用した場合においても、仮にメトロ・道路のいずれかが機能しない場合でも、もう一方の機能に影響を及ぼすことは無く、両事業が不可分一体とはいえない。

(3) 構造面での不可分一体性: 構造的には、メトロと道路が建設される、あるいは機能を発揮するために、ダブルデッキ高架橋という構造に必ずしも依存していない。仮にダブルデッキ高架橋という構造が無かったとしても、代替的な構造を元にメトロ・道路を拡張、機能させる。従い、ダブルデッキ高架橋構造であることを持って、両事業が不可分一体とはいえない。

以上より、メトロと道路は計画面・構造面・機能面のいずれの観点からも不可分一体の事業の定義を満たさない。



【運用見直し検討におけるポイント】

同一構造物であるなど、各事業計画の観点のみでは不可分一体の整理が困難である場合、計画面、機能面、構造面等多面的視点から検証することで不可分一体の該否を確認した。・・・運用見直しの論点①

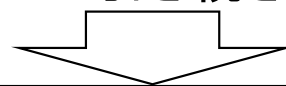
(参考) JICA事業における不可分一体 事業の対応例②

タンザニア国 「ウガンダ-タンザニア国際連系送電線事業」

- (事業概要) タンザニア・ウガンダ間の約807kmの送電線のうち、タンザニア側の送電線(約550km)の新規付設、及び変電所2箇所(の)の拡幅、1カ所の新設を行う。本事業は世界銀行およびAFDとの協調融資を計画し、ウガンダ側の約257kmは世界銀行が融資予定。

⇒ウガンダ送電線との不可分一体性が検討された。本送電線はタンザニア国内の配電網(220KV線)にも接続されタンザニア国内の送配電運用にも供される。国際連系線は、各国に電力を融通する送電線であり、電力系統が一体化するわけではなく、各国に電力を融通する際に送電線の一部が接続される構造。またウガンダへの電力融通はパワープールの性質上、他のルート(ケニア、ルワンダ、ブルンジ)を介しても行われるため本事業なくして電力融通が実現しないわけではない。

⇒ウガンダ送電線の主たる機能や事業目的(送電量の依存割合を確認)を踏まえ、不可分一体性については引き続き整理・確認中。



【運用見直し検討におけるポイント】

事業目的・効果が複合的である等の場合、当該事業に直接かつ大きく関連しているか、同時期の実施が想定されるかといった要素も考慮する必要がある。……運用見直しの論点①

A) 5. 他の国際機関の定義 (不可分一体の事業、世銀)

Environmental and Social Framework (ESF)

世界銀行では、「不可分一体の事業」自体の定義は明記されていないが、「付帯施設」の定義や要件は明記されている。世銀は付帯施設に管理または影響をもつ範囲でESF/該当ESSの要件適用を求める。OP/BP4.01よりも、「付帯施設」の要件が詳細になった。

ESS1, Para 11 : For the purpose of this Policy, the term “Associated Facilities” means facilities or activities that are not funded as part of the project and, in the judgment of the Bank, are:

- (a) directly and significantly related to the project; and
- (b) carried out, or planned to be carried out, contemporaneously with the project; and
- (c) necessary for the project to be viable and would not have been constructed, expanded or conducted if the project did not exist.

(この政策では、「付帯施設」という用語は、プロジェクトの一部として資金が提供されておらず、世銀が次に該当すると判断する施設または活動を意味する。

(a) プロジェクトに直接かつ大きく関連している場合。(b) プロジェクトと同時に実施された、または実施される予定の計画の場合。(c) プロジェクトが実行可能となるためには必要な場合、そして、プロジェクトが存在しなかった場合に建設、拡張、または実施されなかった場合。)

A) 5. 他の国際機関の定義 (不可分一体の事業、ADB)

Environmental and Social Framework (ESF)

アジア開発銀行では、「不可分一体の事業」自体の定義は明記されていないが、「付帯施設」の定義や要件は明記されている。借入人/事業者が付帯施設に管理権限や影響力を有する場合、ADBはその付帯施設にもESF/該当ESSの要件適用を求める。

Definitions : For the purpose of the E&S Policy and the ESSs, the term associated facilities means new facilities or activities that are not funded as part of a project and, in the judgment of ADB, are (i) directly and significantly related to the project; (ii) developed, or contemporaneously planned to be developed, with the project; and (iii) necessary for the project to be viable and would not have been developed if the project did not exist.

(この政策では、「付帯施設」とは、プロジェクトの一部として資金が提供されておらず、ADBの判断において、(i)プロジェクトに直接かつ大きく関連しており、(ii) 当該プロジェクトと並行して開発されるか、あるいは同時期に開発が計画されており、かつ(iii)当該プロジェクトの実現可能性を確保するために不可欠であり、当該プロジェクトが存在しなければ開発されなかったであろう、新規の施設または活動を指す。)

A) 5. 他の国際機関の定義 (不可分一体の事業、IFC)

IFC Performance Standard

IFCでは、「不可分一体の事業」自体の定義は明記されていないが、以下の定義を満たす事業を "Associated Facility" とみなし、影響を確認する対象としている。

PS1, Para 8: Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

- ・・・Associated facilities, which are facilities that are not funded as part of the project and that would not have been constructed or expanded if the project did not exist and without which the project would not be viable.

(事業の一部として実施しない関連施設のうち、①その事業がなければ、その施設は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連施設がない場合には、その事業は実行可能性がない施設)

A) 6. JICAの運用方針 (不可分一体の事業)

①定義(特にFAQの記載のみでは判断しきれない事例)の整理や評価対象となる影響範囲の明確化

- ✓ 現行GLの下、FAQにおいて採用している不可分一体事業の考え方を引き続き用いる。また、運用に際しては他国際機関が使用している付帯施設("Associated Facilities")の定義も参照する。
- ✓ ただし、同一構造物等、運用上の制約を受ける場合など、個別事業計画のみでは判断がつかない場合は、計画、機能、構造等、事業影響を多面的な視点から「不可分一体」の定義に照らし評価する。
- ✓ 事業の機能が多面的、複数に跨る場合は、当該事業に直接かつ大きく関連しているか、同時期の実施が想定されるかといった要素も考慮の上検討を行う。

B) 派生的・二次的影響

B) 4. JICAガイドラインの規定 (派生的・二次的影響)

II.環境社会配慮のプロセス、2.2 カテゴリ分類

7. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。

2.3環境社会配慮の項目

調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、3. 検討する影響スコープ

(2) 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

B) 4. よくある問答集(FAQ)の回答 (派生的・二次的影響)

問. 「派生的・二次的な影響」とはどのようなものですか？

JICAでは、国際金融公社(IFC)のPerformance Standard 1*を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

*: IFC Performance Standard 1の原文 8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate: ... (略) ... (ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.

B) 5. 他の国際機関の定義 (派生的・二次的影響、世銀)

Environmental and Social Framework (ESF)

世界銀行では、「派生的・二次的影響」自体の定義は明記されていないが、影響評価において考慮されるべき事項として以下の要件がある。

ESS1. Annex 1, Para 3

The environmental and social assessment will be conducted in accordance with ESS1, and will consider, in an integrated way, all relevant direct, indirect and cumulative environmental and social risks and impacts of the project, including those specifically identified in ESS1-10. The breadth, depth, and type of analysis undertaken as part of the environmental and social assessment will depend on the nature and scale of the project, and the potential environmental and social risks and impacts that could result. The Borrower will undertake the environmental and social assessment at the scale and level.

(環境社会評価は ESS1 に従って実施され、ESS1-10 において特定されたものを含む、プロジェクトのすべての関連する直接的、間接的、累積的な環境社会面のリスクと影響を一元的な方法で検討する。環境社会評価の一環として行われる分析の幅、深さ、種類は、プロジェクトの性質と規模および潜在的な環境社会面のリスクと影響に依存する。借入人は潜在的なリスク・影響の規模と詳細レベル に応じて環境社会評価を実施する。)

B) 5. 他の国際機関の定義 (派生的・二次的影響、ADB)

Environmental and Social Framework (ESF)

アジア開発銀行では、「派生的・二次的影響」自体の定義は明記されていないが、それに相当する項目として「間接的影響」に対する評価を実施することが求められている。

ESS1, Para 9

The borrower/client will ensure that the E&S assessment addresses, in an integrated way, all direct, indirect, and cumulative E&S risks and impacts such that relevant E&S factors, including those set out in para. 26 (i) and (ii) and relevant contextual risks are considered comprehensively and in a non-fragmented manner, throughout the concept design, preparation, and implementation phases of the project cycle together with any project-specific issues raised by ADB or identified by the borrower/client.

(借入人／事業者は、環境社会影響評価において、直接的影響、間接的影響および累積的影響に関するすべての環境・社会リスクおよび影響を統合的に取り扱う。その際、ESS1 パラ26の規定事項に関連するリスクについて、包括的に考慮する。この評価は、ADBまたは借入人／事業者が特定するプロジェクト固有の事項に加え、プロジェクトサイクルにおける概念設計、準備および実施の各段階を通じて実施される。)

B) 5. 他の国際機関の定義 (派生的・二次的影響、IFC)

IFC Performance Standard

IFCでは、「派生的・二次的な影響」という文言は用いられておらず、以下のような「予測可能な開発による影響 (impacts from ... predictable developments)」、「間接的 (indirect) 影響」を考慮することとしている。

IFC Performance Standard 1, パラ8

This area of influence compasses, as appropriate: ... (略) (ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which affected Communities' livelihoods are dependent.

(影響を受ける地域は適切な方法で以下を含む・・・ (ii) 将来もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する、計画されていないが予測可能な開発による影響、または (iii) 生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響)

(参考) JICA事業における 派生的・二次的影響の対応例

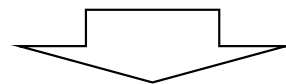
事業に関連する派生的・二次的影響に関する助言・指摘として、以下が一例として挙げられ、想定される影響に基づく対応を実施。

インド国「インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)」

⇒本事業は十分な配慮を含めた沿線開発(アフォーダブル住宅確保やインフォーマルエコノミーへの配慮)を行うよう、実施機関に申し入れを行う。

カンボジア国「国道1号線・メコン架橋整備事業」

⇒本事業は新たな道路整備に伴う誘発開発、アクセス増、土地利用変化の可能性があったが、こうした影響について代替案検討において影響を加味。



【運用見直し検討におけるポイント】

- ・ 不確実性を伴う派生的・二次的影響に関して、とりわけ沿線開発や道路整備は広範な影響が予測され、計画段階で影響範囲の明確化が難しい。・・・運用見直しの論点①
- ・ プロジェクトに起因する影響範囲が想定できる場合は、代替案検討における要素としての考慮や、実施機関への申し入れを行うなどの対応を実施した。・・・運用見直しの論点②

B) 6. JICAの運用方針 (派生的・二次的影響)

①定義(特にFAQの記載のみでは判断しきれない事例)の整理や評価対象となる影響範囲の明確化

- ✓ 現行GLの下、FAQにおいて採用している派生的・二次的影響の考え方を引き続き用いる。
- ✓ JICA が協力を行う対象との因果関係が説明できる内容・範囲であることを前提とし、事業に起因するかという点を念頭に置く。計画されていないが予測可能な開発による影響や、生物多様性を与えるプロジェクトの間接的な影響等が該当するが、生物多様性の連続性等にも考慮し、合理的な範囲で影響範囲を設定する。

B) 6. JICAの運用方針② (派生的・二次的影響)

②具体的な調査・予測・評価の方法論の確立

- ✓ 派生的・二次的影響は案件内容や地域特性、関係機関の責任・体制によってさまざまであり、確認すべき影響の範囲や調査・予測・評価の方法論は明確な基準はない。引き続き事例を積み上げ検証を行う。
- ✓ 引き続き個別事業において、プロジェクトとの因果関係が説明できる場合、合理的な範囲内で影響を確認する。
- ✓ 影響範囲が想定できる場合、リスクの大きさ、因果関係・予測可能性、ガイドラインのスコープに基づきJICA・相手国等の影響力に応じて評価深度と対応策を変える。

(対応内容のイメージ)

- 影響が軽微、又は因果関係・予測可能性が低い場合 → 情報収集ならびに影響が軽微であることを確認する。
- 影響が一定程度予測される場合 → 環境社会配慮調査内(代替案検討、緩和策検討、EMP/RAP等への反映、モニタリング)で同要素を考慮する。
- 同一流域・回廊・大気域等で、重大な影響が想定される。→ 上記環境社会配慮調査に加えて、例えば、影響評価の対象地域やセクターを拡大した追加的な分析や関係機関との協議を行う。

C) 累積的影響

C) 4. JICAガイドラインの規定 (累積的影響)

II. 環境社会配慮のプロセス、2.2 カテゴリ分類

7. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。

2.3 環境社会配慮の項目

調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、3. 検討する影響スコープ

(2) 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

C) 4. よくある問答集(FAQ)の回答 (累積的影響)

問「累積的影響」とはどのようなものですか？

JICAでは、国際金融公社(IFC)のPerformance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点(例えばスコーピング時点)で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICAが協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。

例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

*:IFC Performance Standard 1の原文 8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:・・・(略)・・・

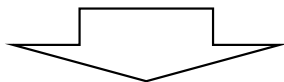
Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted.

(参考) JICA事業における累積的影響の 対応例①

事業に関連する累積的影響に関する助言・指摘として、以下が一例として挙げられる。想定される影響に基づく対応を実施。

モロッコ国 「ガルブ地域灌漑開発事業」

⇒本事業対象地区の第一幹線灌漑水路への頭首工の取水量は本事業で必要な量(24m³/s)ではなく、将来の開発対象地域を含めた取水量(60 m³/s)に基づき検討。SC段階で、同頭首工からの取水による下流域への累積的影響を確認する必要があるとの指摘が委員よりあった。取水(60 m³/s)による下流域への累積的影響を含めて影響評価を実施。



【運用見直し検討におけるポイント】

計画段階において、将来の開発対象地域を含めた取水量など具体的な情報を把握することができたため、同頭首工からの取水による下流域への累積的影響を実施することができた。・・・運用見直しの論点①

(参考) JICA事業における累積的影響の 対応例②

インドネシア国 「ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業(フェーズⅠ)」

⇒MRT南北線(フェーズ2)が実施中であり、本件との累積的影響についてはベースライン値や評価に含まれているかなどの確認を行った。

⇒他方、現地国政府が対象一駅で実施を検討している道路拡張工事は、WGにて累積的影響の確認を問われたが、当該拡張工事は検討段階であり、その段階で確認・検討するための情報が不十分であったことから、本事業で今後フォローすることを確認した。

インド国 「インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)」

⇒DFR段階のWGにおいて、ダブルデッキによる道路、メトロに起因する大気汚染、騒音・振動の複合影響については、詳細設計段階で詳細把握後、それらの影響に関する詳細な定量的評価に基づく緩和策、モニタリング計画の検討が助言として出され、実施機関と今後緩和策とモニタリング計画の見直し可能性について合意予定。

【運用見直し検討におけるポイント】

具体的な調査・予測・評価の方法論を事例として積み上げ、累積的影響評価に必要な手法や方法論を引き続き検討する必要がある。計画段階での情報が不十分な場合、モニタリングを通してその影響をフォローする。・・・運用見直しの論点②

C) 5. 他の国際機関の定義 (累積的影響、世銀①)

Environmental and Social Framework (ESF)

世界銀行では「累積的影響」に関して、以下の定義に基づく「累積的影響」を確認の対象としている。

ESS1. Annex 1、パラ3

(d)Cumulative Impact Assessment

Cumulative Impact Assessment is an instrument to consider cumulative impacts of the project in combination with impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location.

(累積的影響評価は他関連する過去、現在、および計画されてはいないが予想できる活動を含む合理的に将来または別の場所で予測される開発を含む累積的な影響を検討するための手段である。)

C) 5. 他の国際機関の定義 (累積的影響、世銀②)

ESS1. Annex 1、脚注22

The cumulative impact of the project is the incremental impact of the project when added to impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location . Cumulative impacts can result from individually minor but collectively significant activities taking place over a period of time . The environmental and social assessment will consider cumulative impacts that are recognized as important on the basis of scientific concerns and/or reflect the concerns of project-affected parties . The potential cumulative impacts will be determined as early as possible, ideally as part of project scoping .

(累積的な影響は、他関連する過去、現在、計画外だが合理的に予測可能な活動の影響から加えられた場合の、プロジェクトの追加的な影響であり、後にまたは別の場所で発生する可能性がある。環境社会評価は、被影響者の懸念や科学的懸念に基づき重要と認識された累積的な影響が考慮される。潜在的な累積的な影響はできるだけ早く、理想的にはスコーピングの一部として決定される。)

C) 5. 他の国際機関の定義 (累積的影響、ADB)

Environmental and Social Framework (ESF)

アジア開発銀行では、以下の通り「累積的影響」の定義が明記されている。累積的影響はコンセプト段階、準備段階、実施段階において包括的に評価することが求められている。

The incremental impact of a project when added to impacts from other relevant past, present, and reasonably foreseeable developments, as well as unplanned but predictable activities enabled by a project that may occur later or at a different location. Cumulative impacts can result from individually minor but collectively significant activities taking place over a period of time. Cumulative impacts include impacts generally recognized as important based on scientific concerns and/or reflect the concerns of project-affected persons.

(累積的影響とは、プロジェクトによる影響に、その他関連する過去、現在、および合理的に予測可能な将来の開発による影響を加えた場合に生じる追加的な影響をいう。また、プロジェクトによって可能となる、計画されてはいないものの予測可能な活動であって、将来または別の場所で発生する可能性のある活動の影響も含まれる。また個別には小さくても累積的には重大となる活動を含む科学的観点から重要と認識される影響や、影響を受ける住民が懸念する影響も含む。)

C) 5. 他の国際機関の定義 (累積的影響、IFC)

IFC Performance Standard

IFCでは、以下の定義に基づく「累積的影響」を確認の対象としている。

IFC Performance Standard 1、パラ8

This area of influence encompasses, as appropriate: ...Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted.

(累積的影響: 事業により利用される、あるいは事業により直接的に影響を受ける地域及び資源において、リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点における、当該事業以外の既存事業、計画されている事業、その他関連事業による影響に起因するもの。)

IFC Performance Standard 1、脚注16

Cumulative impacts are limited to those impacts generally recognized as important on the basis of scientific concerns and/or concerns from Affected Communities....(累積的影響は、科学的な懸念および／または影響を受ける地域社会からの懸念に基づき、一般的に重要であると認識される影響に限られる。)

C) 6. JICAの運用方針①

(累積的影響)

①定義(特にFAQの記載のみでは判断しきれない事例)の整理や評価対象となる影響範囲の明確化

- ✓ 現行GLの下、FAQにおいて採用している累積的影響の考え方を引き続き用いる。
- ✓ IFCでは累積的影響の事例として、①大気環境への排出ガスの累積的寄与、②複数の取水による流域の流量減少、③流域における土砂負荷量の増加、④河川流域における複数ダム開発等による魚類等の回遊経路や野生生物の移動経路の累積的阻害、⑤地域道路における交通量増加に伴う渋滞や交通事故の増加を挙げている。
- ✓ 上記の事例も参考に、潜在的な累積的影響は案件形成段階のなるべく早期で特定されるように留意する。また、科学的な懸念や影響を受ける地域社会からの懸念を考慮して影響を評価する。

C) 6. JICAの運用方針② (累積的影響)

②具体的な調査・予測・評価の方法論の確立

- ✓ 累積的影響は案件内容や地域特性によってさまざまであり、確認すべき影響の範囲や調査・予測・評価の方法論は明確な基準や要件はない。個別には軽微な影響であっても積み重なることで著しい影響となる恐れもあり、引き続き事例を積み上げ検証を行う。
- ✓ 引き続き個別事業において、プロジェクトとの因果関係が説明できる場合、合理的な範囲内で影響を確認する。
- ✓ 影響範囲が想定できる場合、リスクの大きさ、因果関係・予測可能性、JICA・相手国等の影響力に応じて評価深度と対応策を変える。

(対応内容のイメージ)

- 影響が軽微、又は因果関係・予測可能性が低い場合 → 情報収集ならびに影響が軽微であることを確認する。
- 影響が一定程度予測される場合 → 環境社会配慮調査内(代替案検討、緩和策検討、EMP/RAP等への反映、モニタリング)で同要素を考慮する。
- 広域で、重大な影響が想定される。→ 上記環境社会配慮調査に加えて、例えば、影響評価の対象地域やセクターを拡大した追加的な分析や関係機関との協議を行う。
- ✓ 特に広域・重大な影響が想定される場合は、合理的な範囲でIFC等が発行しているGood Practice Handbook*などを参考とする。

(*Good Practiceとして、VEC(Valued Environmental and Social Components: 重要な環境・社会要素)の特定や、空間的・時間的範囲の設定等の累積的影響評価手法を紹介。”Cumulative Impact Assessment and Management: Guidance for the Private Sector in Emerging Markets (2013)”)